

## 重点事項推進WG・横断的制度分野担当SW

## 「一定期間経過後の規制の見直し基準」調査票

1. 法令等の名称・番号	建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件・昭和47年建設省告示第351号
2. 所管府省庁	国土交通省総合政策局建設業課
3. 根拠法令	建設業法第7条第1号ロ
4. 定期的見直し条項の有無、その内容	なし
①定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由	—
②定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価	本告示自体には一定期間経過後に見直す旨の規定は存在しないが、見直しを妨げるものではなく、社会情勢の変動によって見直しの必要性が発生すれば適宜検討を行うべきもの。
5. 過去の見直しの経緯	・昭和47年告示施行 ・平成17年見直し検討開始
①見直しを行っている場合 見直しの理由、考え方 見直しの範囲とその内容	—
②見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方	これまで告示そのものの改正は行っていないが、建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定について、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成16年国総建第356号）により取扱方針の見直しを行っている。 また、告示に係る改正ではないが、平成14年には、委員会等設置会社制度の創設を行った同年の商法特例法改正に合わせて、建設業法第7条第1号の「役員」に「執行役」を含める法改正を行い、経營業務管理責任者の対象を拡大している。 さらに、平成17年12月の規制改革3か年計画において、建設業許可要件の一つである経營業務管理責任者について、一定の執行役員としての経験も建設業法第7条第1号イの「経營業務の管理責任者としての経験」として認めることについて、平成18年度中に検討し結論を得るとされていることを受け、本告示の見直しを含めた検討を行っている。 このように、建設業法第7条第1号（告示を含む。）に定める経營業務管理責任者の経験要件については、告示そのものの改正はないものの、これまでも社会経済情勢の変化に対応しており、今後も必要に応じて適宜見直しを含めた検討をすることとする。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号） （抄）

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 （略）

【法第七条（許可の基準）関係】

○建設業法第七条第一号イに掲げる者

と同等以上の能力を有する者を定める件

〔昭和四十七年三月八日〕  
〔建設省告示第三百五十一号〕

改正 平成二十二年二月二日建設省告示第三四五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から適用する。

- 一 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- 二 許可を受けようとする建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて経営業務を補佐した経験を有する者
- 三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第一

建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件

号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

附 則 〔平成二十二年二月二日建設省告示第三四五号〕

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 建設業法の概要

## 建設業の許可を要するもの

### 許可制度

**国土交通大臣許可**

(2以上の都道府県に営業所を  
設置)

**都道府県知事許可**

(1の都道府県のみ  
に営業所を  
設置)

### 28業種

(土木工事・建築工事等)

**特定建設業許可**

(3,000万円以上の  
下請契約を結ぶ工事)

**一般建設業許可**

(特定建設業以外)

### 許可の要件

**経營業務管理責任者の設置**

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

**営業所専任技術者の設置**

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること等

## 建設業の許可を要しないもの

**500万円未満の建設工事**

(建築一式工事については、  
1500万円未満又は150㎡未満  
の木造住宅工事)

### 技術者制度

**建設工事の適正な施工の確保**

**監理技術者の設置**  
(3,000万円以上の  
下請契約を結ぶ工事)

**主任技術者の設置**  
(全ての建設工事)

**技術者の専任配置**

(公共性のあ  
る工作物に  
関する工事  
を行う場合)

**監理技術者資格  
者証保持者の  
選任**

(国・地方公共団体  
等が発注する工事を行  
う場合)

### 監督処分

**法令遵守の実効性を確保するため  
不適格な者に対する処分**  
(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

### 請負契約の適正化

**公正な請負契約の締結義務  
請負契約の書面締結義務等**

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

### 経営事項審査

**経営に関する客観的事項の審査**  
(公共工事の入れに参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

### 紛争の処理

**建設工事紛争審査会**

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

## ○経營業務管理責任者の大臣認定要件

### の明確化について

〔平成十六年三月三十日  
国総建第三五六号〕

国土交通省総合政策局建設業課長から 都道府県主管部局長 あて

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七  
条第一号口の規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有す  
る者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第七条第一  
号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四  
十七年三月八日建設省告示第三百五十一号。以下単に「告示」とい  
う。）により行ってきたところです。

「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革  
要望への対応方針について」（平成十五年九月十九日閣議報告）に  
おいては、いわゆる「執行役員」について、この認定にあたっての  
取扱方針を定めることが盛り込まれました。

これを受けて、今般、告示による国土交通大臣認定について、下  
記のとおり取扱方針を定め、運用にあたっての基準を明確化したの  
で、貴職におかれては、これに留意の上事務執行に遺漏なきよう取  
り扱われるようお願い致します。

経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

また、貴管内の建設業団体にも速やかに周知をお願い致します。

### 記

#### 一 第七条第一号に掲げる基準に適合する場合

法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取  
締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち  
常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又は  
その支配人のうち一人が、法第七条第一号イに規定する者である  
場合等に加え、これらの者（以下「被認定者」という。）が、い  
わゆる「執行役員」その他の商法等の法令上で権限及び責任等が  
定められた地位にない場合であっても、次の(1)から(3)までの条件  
のいずれにも該当する場合には、告示中二に規定する「許可を受  
けようとする建設業に関し七年以上経營業務の管理責任者に準ず  
る地位にあつて経營業務を補佐した経験を有する者」に該当し、  
当該法人又は個人は法第七条第一号の基準に適合するものとして  
取り扱うこととする。

- (1) 営業部長その他の管理職社員以上の地位にあること
- (2) 経營業務の執行に関し、取締役等に準ずる権限を有すること
- (3) (1)の地位において、(2)の権限に基づき、七年以上建設業の経  
營業務を総合的に管理した経験又はこれを補佐した経験を有す  
ること

#### 二 確認する書類

経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

上記一に該当するか否かの判断にあたっては、規則別記様式第七号等に加え、次の(1)から(3)までに掲げる書類において、被認定者が1に掲げる条件のいずれにも該当することが明らかになっ  
ていることを確認するものとする。

(1) 一 (1)の条件に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、組織図その他これらに準ずる書類

(2) 一 (2)の条件に該当することを確認するための書類

定款、執行役員規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締  
役会の議事録その他これらに準ずる書類

(3) 一 (3)の条件に該当することを確認するための書類

過去七年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務  
に関する決裁書その他これに準ずる書類

## 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申

「小さくて効率的な政府」の実現に向けて

—官民を通じた競争と消費者・利用者による選択—

平成 17 年 12 月 21 日

規制改革・民間開放推進会議

## Ⅱ. 横断的制度整備等

### 3 規制の見直し基準の策定等

#### 3. 基準認証・資格制度

##### 【具体的施策】

##### (2) 建設業関連資格の規制緩和

建設業の許可要件のうち経営管理責任者の要件については、昨今の商法改正やそれらを踏まえた企業の経営形態が多様化している中で、これに的確に対応する必要がある。

よって、現行の企業の経営形態の実態について調査を行うなどにより把握するとともに、経営管理責任者の資格要件である経験年数について、一定の基準（この基準は、適用対象を不合理に制限するものであってはならない。）に合致する執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号イの「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とみなすこととすべきである。【平成 18 年度検討、結論】